

# 寄附の勧誘・要求をした者も処罰(公職選挙法改正)対象です

## 政治家の寄附が厳罰をもって禁止されました

### \* 公職選挙法改正のポイント \*

#### 1. 政治家

(候補者、候補者となつてゐる者、現に公職にある者)田・県・市議会議員、知事、町村長等

#### 寄附をするに処罰されます

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます)は、いかなる名義をもってするものであつても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①…政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
- ②…政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典(①や②であっても、選挙に關してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます)

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

#### 2. 自権者が政治家に

自権者が政治家に寄附をするに処罰されます

#### 寄附の要求は処罰されます

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫してあるいは政治家の当選又は被選挙権を失わせる目的で寄附の勧誘や要求をすることも処罰されます。

#### 3. 政治家の年賀状などの

#### あいさつ状は禁じられます

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、書翰、電報などのあるいはあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されます。

#### 4. 政治家や後援会の有料の

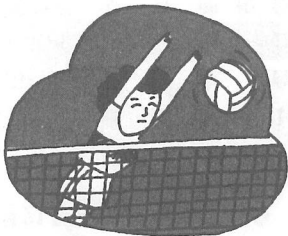
#### あいさつ広告は処罰されます

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告(名刺広告など)を出すに処罰されます。なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることを禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

#### 5. 後援会が花輪、香典、祝儀などを

#### 出すに処罰されます

後援団体(いわゆる後援会)が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすること、その時期のいかなるかを問わず、処罰されます。



ママさんバレーや野球大会への差入れ(トロフィー・寸志など)

祭りの寄附



各種会合への寸志・祝儀